



新型コロナウイルス関連情報

雇用調整助成金は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

また、事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります。ここでは、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの緊急対応期間における制度の概要をご紹介します。

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中）

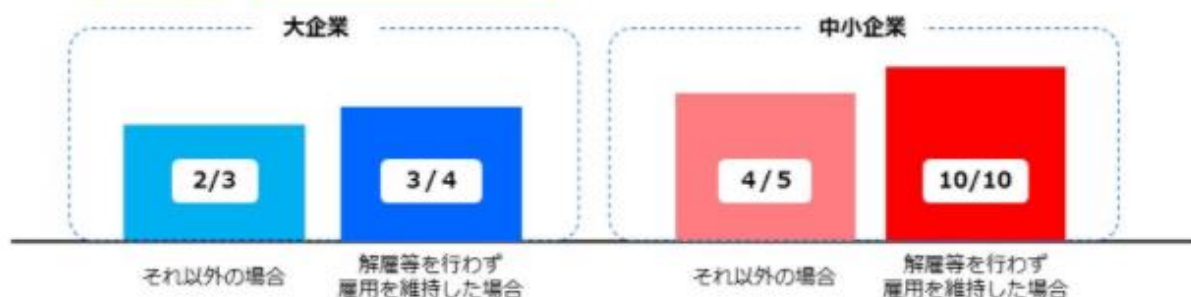
雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っており、
1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

（教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。）

助成率

助成率は、企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否かによって以下のように分かります。（最大10/10）



この特例措置は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。

注意点

- 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象となります。（その場合、緊急雇用安定助成金によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。）

緊急雇用安定助成金は、北海道を除き、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間内の休業が対象です。

助成金の制度内容や具体的な申請手続き、申請先についてご不明点等があった場合は、お近くのハローワークや各都道府県労働局まで御連絡ください。





決算、確定申告の準備をお願いします！

今年も決算・確定申告の時期が近づいてきました。確定申告時期には記帳業務が非常に混み合います。正確な決算・申告書を作成するために、帳簿をはじめとする関連資料の早期提出について、重ねてお願い申し上げます。

《確定申告期間》

令和3年2月15日(月)～3月15日(月)
までに申告・納税

《必要書類》

- 日計表などの帳簿
- 社会保険（国民年金など）・各種保険料の控除証明書
- 給与・公的年金の源泉徴収票
- 公的年金以外の支払証明書
- 一時所得（保険金収入など）

《消費税申告期間》

令和3年3月31日(水)までに
申告・納付

《お願い事項》

12月末日処理をお早めにお済ませ
ください！

税務署からのハガキと
書類を持って
商工会へGO！



★重要★

《確定申告用 納付済確認書の発送廃止》

邑南町役場から毎年1月中旬に、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を納付されている方へ、暦年中の納付額を記した納付済確認書を発送されていましたが、本年度から廃止となります。

確定申告の際に、納付済確認書が必要な場合は、邑南町役場の財務課、町民課、各支所窓口で交付されますので、お申し出ください。

【お問い合わせ先】

邑南町役場 財務課 TEL0855-95-1193

瑞穂支所窓口業務部 TEL0855-83-1121 羽須美支所窓口業務 TEL0855-87-0221

令和2年分の
所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

平成30年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

◆改正1 個人の方の所得税について

- ・青色申告特別控除額が変わります！（現行 65万円⇒改正後 55万円）
- ・基礎控除額が変わります！（現行 38万円⇒改正後 48万円）

↓ 更に

◆改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、
引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナ感染症特別貸付などに加えて、

民間金融機関でもご支援できます

民間金融機関でも
実質無利子 無担保
据置が最大5年間

民間金融機関による
信用保証付融資の
保証料が半額又はゼロに

借り換えも
保証料ゼロ
金利負担実質ゼロに

状況に応じて、複数回の利用も可能です。



予告

令和3年6月より(予定)



おおなんさくらカードに キャッシュレス機能が追加になります！

- このたび、長年にわたりご愛顧いただいている、おおなんさくらカードを一新し、「プライベートICカード」を導入します！
- ◆事前に現金入金が可能となる「チャージ機能」を追加します。
 - ◆つり銭や小銭の心配が不要で、現金受け渡しの機会も減ります。
 - ◆お店だけでなく、公共交通機関等でも利用できるよう計画しています。

今回、新カードの導入に伴い、新たに加盟店を募集しています！

加盟店の加入金は当面の間 無料で、ポイント交換時の手数料も0円です。毎月の費用など詳しいお問い合わせは、お近くの商工会までお気軽にご連絡ください！





事業者に奨励金を支給いたします

対象事業者

島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合

奨励金	● 労働者30人未満の事業所 [創業当初 事業所の 1人限のみ]	20 万円/人
事業者への支給額		
	上記以外	10 万円/人

- 支給要件**
- ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本店、営業所等)
 - ・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
 - ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
 - ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合

奨励金	① 育児休業17ヶ月以上	40 万円/人
事業者への支給額	② 育児休業3ヶ月以上 17ヶ月未満	20 万円/人
出産後復職した 労働者の休業期間が	③ 育児休業3ヶ月未満 または産休のみ	10 万円/人

- 支給要件**
- ・労働者数50人未満の、島根県内の事業者(本店、営業所等)
 - ・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
 - ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
 - ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

子育てしやすい職場づくり奨励金

職場環境づくりに取り組む中・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和3年3月31日までに制度を導入、かつ令和4年3月31日までの申請について

奨励金	事業者への支給額	上限額: 40万円
1制度導入	20 万円	※1事業所につき支給要件の A、イそれぞれ1回限り

- 支給要件**
- ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本店、営業所等)
 - ・次のA・イの制度を令和2年度内に導入し、令和2年度内または令和3年度内に一定の利用率があること
 - ア **時間単位の有給休暇制度**
(対象)18歳までの子どもがいる労働者(性別は問いません)
 - イ **短時間勤務制度**(3歳未満を限る) [代休制度・フレックスタイム制度、就業時間開始の繰上げ遅下げ]
(対象)小学6年以下の子どもがいる労働者(性別は問いません)

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本部 TEL 0852-21-0651
島根県商工会連合会各員事務所 TEL 0855-22-3590